

市川市 税総合システム構築に関する情報提供依頼  
RFI (Request For Information)

市川市 財政部 納税・債権管理課  
市民税課  
固定資産税課

市川市では、市民税・固定資産税等の課税・収納を中心とする税関連業務を、ホスト(大型サーバー)上で稼働する独自開発システムを中心としたものを利用して運用してきました。しかし、税制改正への対応、マイナンバー制度への対応等を行うために進められてきたシステム改修も、暫定対応の積み重ねで完全なものとはなり得ず、手作業での処理による補完を余儀なくされているところです。こうした問題を解決し、税関連業務の効率化・標準化を図り、市民サービスを向上させるべく、市民税課、固定資産税課及び納税・債権管理課の業務全般にわたる効率化と質の向上の図れるようなシステムの導入について検討しております。

つきましては、関連システム等の提供が可能な事業者から、下記の要件のうち、いずれかもしくは全ての項目についての情報をいただきたいと存じます。ご提供いただきました情報は、本事業に適したシステム構成や機能選定、具体的な発注仕様の検討のみならず、今後のシステム調達計画を実施する時に、参考情報として活用させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

対象とする税目としては、個人住民税、法人市民税、固定資産税(償却資産含む)・都市計画税、事業所税、軽自動車税を含むものとし、課税、収納、証明、滞納管理の税関連業務全般を扱うものとします。収納に関しては、公金収納を行う金融機関との連携全般を扱うこととし、本システムの対象税目以外に、国民健康保険税、介護保険料等の福祉関連収納も処理対象として含まれることがあります。また、滞納管理システム(ホストではなく別システムを使用)の構築に関しては、現行システムの継続使用、又は完全な置き換えの双方についての情報提供をいただきたくお願いたします。

記

1. 前提条件

市川市で保有する仮想サーバ上で稼働させること。ソフトウェアの種類は問わないが、契約開始から5年以内にサポート期間が終了することのないよう選定には留意し、下記の環境での動作を保証すること。DBソフトは、仮想サーバ環境でのライセンス契約条件が複雑になっており、関連情報の提供にあたっては慎重な考慮をお願いしたい。オープンソースも可とする。

なお、サーバOSについては、当市でMicrosoft Windows DataCenter Edition ライセンスを保有しているため、Windows サーバを導入する場合は、そのライセンスの導入コストは不要となる。

各OSのウイルス対策ソフトについては、トレンドマイクロ社のウイルスバスターを導入すること。なお、当市で最新のトレンドマイクロ社のウイルス対策ソフト「Client/Server Suite」のWindows版のライセンスを保有しているため、Windows サーバを導入する場合は、ウイルス対策ソフトの導入コストおよび更新コストは不要となる。

① 仮想サーバの仕様

仮想化プラットフォーム・・・VMware vSphere 6.0

(1)	標準構成要件(機器)	
1-1)	CPU	Xeon 2.6GHz 相当 2 コア ※Xeon 2.6GHz 相当 8 コアまで拡張可能
1-2)	メモリ	4GB ※64GB まで拡張可能
1-3)	ハードディスク	100GB ※4TB まで拡張可能
1-4)	ネットワーク	1 ポート(10Gbps 相当) ※10 ポートまで拡張可能
1-5)	光学式ディスク	CD/DVD ドライブ利用可能(但し、サーバへのファイルコピー作業時等の一時利用に限る。)
1-6)	外部接続機器	USB デバイスのみ利用可能(但し、サーバへのファイルコピー作業時等の一時利用に限る。)
1-7)	内蔵増設カード(PCI 等)	利用不可
(2)	利用可能 OS(ゲスト OS)	
2-1)	Windows Server	2008/2008R2/2012/2012R2/2016
2-2)	RedHat Enterprise Linux	4. x ~ 7. x
2-3)	Cent OS	4. x ~ 7. x
2-4)	SUSE Linux Enterprise Linux Server	9 ~ 12
2-5)	Oracle Linux	5. x ~ 7. x
2-5)	Solaris	10/11 ~11.3(x86 版に限る)

※ 仮想環境サーバでは、毎日スナップショットによるフルバックアップを行い、HDD に 10 世代分保持している。また、毎日外部データセンターに設置したストレージへの差分バックアップを行い、外部保管を実施している。

また、ハードウェアに関しては冗長化対策を実施済である。

※ システムの可用性

システムの稼働時間は、計画停止を除き、原則 24 時間 365 日とする。なお、計画停止においても、特に平日の 7 時 40 分から 21 時 00 分は、システム停止させないようにすること。

② クライアント端末の動作環境

クライアント端末については、既存のパソコンおよびプリンタを活用するものとする。現状のパソコンは、下記に示したとおりであるが、今後の最新のバージョンにも対応できるものとする。

種類	ソフトウェア名
OS	Windows 7 又は Windows10
ブラウザ	Internet Explorer 11
OfficeSoft	Microsoft Office 2010、2013、2016

- ③ 本システムの操作は、各クライアント端末に導入された Web ブラウザを利用するものとし、事前に特別なアプリケーションをインストールする必要がないこと。
- ④ ネットワークは、現行の市川市庁内 LAN を経由した運用とする。
- ⑤ システムの保守・運用等に関してインターネット接続を行うことは、情報セキュリティの観点から原則として不可としている。
- ⑥ 必要に応じて、負荷分散装置の設置などにより、クライアントアクセスによる負荷分散のための対策を講じることを提供情報に含めること。

## 2. 要件事項

### (1) 基本要件

- ① 本システムは市民税・固定資産税等の課税・収納を中心とする税関連業務の円滑化と迅速化、運用費用削減を目的とする。そのため、税関連法令、申請書様式における業務運営に適合した処理ができることはもとより、今後予想される制度改正や、住民サービス向上を目的とした機能アップを安価且つ柔軟に対処できる拡張性に優れたシステム構造を持つこと。  
また、一部の業務を非常勤職員等に担わせることを想定している。わかりやすい画面構成であり、且つ入力ミスが防げ、後からのチェックやログの追跡が可能な工夫がなされていること。
- ② 本システムは市民税・固定資産税等の課税・収納を中心とする税関連業務のパッケージソフトを導入のうえ、必要なカスタマイズ・設定等を行うことで構築することとする。また、他のシステム用として導入されている端末(WindowsPC)からも容易にアクセスできること。

### (2) 詳細業務要件

本システムは、税関連法令に合致し、下記の事務に対し法令で定められた様式に適合した処理が効率よくできることを前提とする。なお、各事務の詳細な業務要件は別紙の要件チェックシートにて定める。

- ① 宛名管理業務
- ② 課税業務
- ③ 収納管理業務
- ④ 証明書発行業務
- ⑤ 滞納管理業務

税関連業務システムの具備すべき主要機能として公金収納関連業務を含むことが求められており、当市の指定金融機関との協力のもと構築されている公金収納の仕組みを原則踏襲する形でのシステムを実現すること。公金収納システムの概要は別紙の市川市公金収納システム（概要図）に示す。

### (3) システム構築に係る要求事項

本システムの構築及び導入設定作業について、以下の項目を前提条件とする。

- ① 本システムは、前述（2）詳細業務要件を満足するパッケージソフトウェアを用いて構築することを基本とするが、不足する機能はカスタマイズにより対応しても良いものとする。
- ② 使用するパッケージソフトウェアに対して一部機能の改修もしくは機能の追加を行う場

合は、パッケージソフトウェアの不具合修正及びバージョンアップ等に伴うプロダクト又はパッチ（PTF（Program Temporary Fix））の適用に影響を与えないよう十分に考慮し、パッケージソフトウェアのコア部分に対する改修は極力行わずに済むような配慮がなされていることが望ましい。

- ③ 税総合システムのクライアントは、Web ブラウザを用いたり、NET Framework の仕組みを用いるなどして、Web ベースのアプリケーションを用いた操作環境とすることを想定している。また、システム導入後、クライアント 1 台ごとに PTF の配布やインストール作業しなくて済むような、バージョンアップしやすい仕組みを適用することが望ましい。
- ④ システムの性能として、250 ユーザーが同時にアクセスしても円滑に業務が遂行できることを想定している。また、将来、同時使用ユーザーが増加した場合、著しい処理能力の低下を伴うことなく、円滑に業務が遂行できるような拡張性を備えていること。

#### （４） データ移行

現行システムからのデータ移行を行うこと。移行の範囲は、現行システムで保有する全量とする。なお、移行するデータのボリュームは以下のとおりである。

① 個人市民税	240 万件（6 年分）
② 法人市民税	20 万件（10 年分）
③ 軽自動車税	40 万件（6 年分）
④ 固定資産税（償却資産含む）	460 万件（7 年分）
⑤ 事業所税	1 千件（7 年分）
⑥ 収納情報	210 万件（6 年分）
⑦ 滞納情報	191 万件

#### （５） 稼働に必要な端末

本システムは業務ごとに違う部課が使用する。利用人数は概ね以下のとおりであり、滞納管理システムを現行システムの継続使用とした場合は最大 150 台程度、滞納管理システムを本システムへ置き換えとした場合は最大 250 台程度での運用に耐える設計であること。

① 納税・債権管理課	65 名（端末 78 台　うち滞納管理業務 43 台）
② 市民税課	40 名（端末 50 台）
③ 固定資産税課	45 名（端末 45 台）
④ 行徳支所	12 名（端末 11 台　うち滞納管理業務 4 台）
⑤ 南行徳市民センター	4 名（端末 2 台）
⑥ 大柏出張所	5 名（端末 2 台）
⑦ 市川駅行政サービスセンター	11 名（端末 4 台）
⑧ 他課滞納管理業務	47 名（端末 50 台）

#### （６） 運用要件

<バッチ処理>

- ① 日次で他システムとの連携が必要な処理（宛名・収納等）および本システム内で連携が必要な処理（課税等）について、バッチでの更新処理が自動で行われること。また必要に応

じて手動でのバッチ処理も可能なこと。

- ② 月次や年次で他システムとの連携や本システム内での連携が必要な処理（口座振替、調定、税額通知書作成等）について、自動または手動でのバッチ処理が選択できること。

#### <保守・運用の作業>

- ① 職員からの問い合わせは、メールまたは電話によるものとし、問い合わせを受けた場合は早急に回答すること。
- ② 導入から安定して稼働するまでの間は週1回程度、安定稼働後は月1回程度ミーティングを行って運用保守を行うこと。
- ③ ミーティング等で挙げられた提案等を積極的にシステムに取り入れて、機能強化を図ること。
- ④ OS、セキュリティソフトを含むソフトウェアのバージョンアップ情報の提供及びバージョンアップ作業を必要に応じて実施すること。
- ⑤ 各業務に対し、適切なシステム活用等の技術支援、パラメータの設定変更等の提案、カスタマイズ案の紹介、他導入団体の事例の紹介等に努めること。
- ⑥ その他、保守範囲内では解決しかねる案件について、カスタマイズ等のシステム改修の提言を適時すること。

#### <不具合時の対応>

- ① システムに障害が生じた場合、市職員からの連絡から早急に解決に向けた手段及びスケジュールを提示すること。
- ② 復旧作業は原則として担当 SE が現地にて作業すること。やむをえず、バッチファイルの提供による修復作業やオペレータからの案内による作業となった場合、明解な操作マニュアルを必ず案内すること。
- ③ システム復旧後、指定様式の報告書を1週間以内に提出すること。
- ④ 同様なシステム障害が起きないように、技術提案やシステム改修を保守範囲内で施すこと。

#### <制度改正への対応>

- ① 市民税・固定資産税等の課税・収納を中心とする税関連業務に、システム改修が必要となる制度改正があった場合は、保守の範囲内でバージョンアップ等を行い、法令に合致した処理ができるようにすること。
- ② バージョンアップでは困難な場合や、より効率的な方法がある場合は情報提供を行うとともに、対応策の提案を行うこと。

### (7) 研修要件

運用開始までに受託者の負担で講師を派遣し、職員向けの基本操作研修及びシステム担当職員向けの運用・保守研修を行うこと。

研修場所は本市が用意し、教材と研修用端末は受託者が用意するものとする。研修用端末については、新たに導入する機器を使用することも可とする。

基本操作研修の対象人数は200人程度とし、業務ごとに研修を行う。1回につき10～20人が

参加する研修を全部で 15 回程度行う予定である。

運用・保守研修については、システム担当職員 20 名程度の研修を 1 回行う予定である。

### 3. 情報提供要請事項

#### (1) R F I の範囲

R F I の範囲は以下の 4 項目とし、これらに関する技術情報、費用、導入スケジュール等の情報の提供を依頼したい。なお、本システムの滞納管理システムを使用しない場合(滞納管理システムに関するカスタマイズ等の構築を行わず、使用端末が 150 台程度)と、本システムの滞納管理システムを使用する場合(滞納管理システムに関するカスタマイズ等の構築を行い、使用端末が 250 台程度)に分けて情報を提供していただきたい。

(ア) 税総合システムのパッケージソフトウェア

- ① 税総合システム(基本パッケージソフトウェア)
- ② 開発支援、データベース等の基盤ソフトウェア

(イ) 税総合システムの構築

- ① 税総合システムの構築(パッケージシステムのインストールとカスタマイズ)
- ② 対象税目以外のシステム連携(収納機関連携を含む)のセットアップ作業

(ウ) 既存システムからのデータの移行及びマスターデータのセットアップ

(エ) 保守(ヘルプデスク等の運用支援、ソフトウェア及びハードウェアの保守)作業

#### (2) 提出資料

R F I の提出にあたっては、以下の 5 点の内容を含むこと。

(ア) システム技術情報

##### ① システム構成

本情報提供依頼の「2. 要件事項」にて提示された内容を達成できることを前提とした、安価で最適なシステム構成(構成図などを含む)及びソフトウェアの情報。

システムの稼働環境として必要なサーバ構成(CPU 数、メモリー容量、ストレージ容量)に関する情報を含めること。

##### ② 別冊回答用紙集「要件チェックシート」

回答にあたっては、下記の 5 項目のいずれかを選択し、必要に応じて備考欄を活用すること。

- 1 : パッケージ標準機能で実現可能
- 2 : オプションで実現可能
- 3 : カスタマイズで実現可能
- 4 : 個別の作りこみによる開発で実現可能
- 5 : 実現不可

##### ③ 保守範囲

保守の範囲、及び不具合時の対応について、具体的な内容を提示すること。特にオプションにより有料追加となる部分については必ずその点を記載すること。

##### ④ その他

上記以外の内容で、特記すべき留意事項があれば、それを盛り込むこと。

(イ) 作業項目分類及びスケジュール

① 詳細作業項目分類(WBS : Work Breakdown Structure)

スケジュールと費用見積を作成するため、詳細な作業項目分類を記載すること。

なお、WBS は運用・保守(年間)も含めた内容とすること。

② スケジュール

前述の「WBS」に従い、今回のシステム納品のスケジュールを詳細に記載すること。

(ウ) 費用見積及び内訳

前述の「WBS」に従い、今回のシステム構築の費用とその内訳を、別冊回答用紙集「費用内訳書」に詳細に記載し、機能ごとの費用がどの程度かかるか分かるように留意すること。

機器やソフトについては、リースかレンタルの区分を示し、年度ごとに保守費用を積算すること。なお、貸借期間は5年間とし、長期継続契約による契約を予定している。

また、導入経費には以下の項目も含めること。

① 各種操作マニュアル、運用手順書等の作成

② 職員への研修

③ 各種ソフトウェア及び機器等の調整

④ ウイルス対策ソフト等、正常運用確保に必要なセキュリティ対策ソフトの導入(毎年の更新ライセンスの費用が必要なものは、保守費用に含めること。)

⑤ その他、導入・稼働に必要な経費(サーバ等の OS 等のパッチ適用なども含む。)

(エ) 運用保守について

ヘルプデスク等の運用支援、ソフトウェアシステムの保守、制度・基準等の変更対応等について、想定する体制及び契約方式。

(オ) 導入実績

他の自治体の導入実績があれば記載すること。

(3) 資料の提出方法

(ア) 提出形式

提出資料は、紙で出力した資料5部と、CD-ROMを1枚であること。

紙面はA4サイズ(縦横自由)で提出すること。

CD-ROMには原則として、PDF形式の提出資料を入れ、今回のRFIに関係ないデータは入れないこと。

(イ) 様式

特に様式はなく、提出側の用意した任意の様式での提出とする。

ただし、別紙回答集である、①要件チェックシート、②費用内訳書については、当市のサンプルに準拠した内容であること。

(ウ) 提出期限

資料は、平成 31 年 5 月 24 日(金)17 時まで、下記に記載された問い合わせ先の担当者まで提出すること。

4. 注意事項

今回の R F I については、以下の項目について注意されたい。

- (1) 本資料による情報提供の依頼は、情報システムに関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではないこと。
- (2) 本資料による情報提供の依頼に対して、どのような提言をされたとしても、それが将来のシステム購入を約束するものではないこと。
- (3) 提供された情報は、当市内での情報共有として複写や供覧が前提とするが、承諾なくして他自治体等への情報提供はしないこと。
- (4) 提供された情報及び資料は返却しないこと。
- (5) 提供された情報に関して、後日問い合わせをする場合があること。

5. 問い合わせ先

(1) R F I に関する質問

情報提供の質問については、メールにて担当者へ送付すること。原則として、電話での質問は不可とする。

なお、質問を受け付けた場合、返信メールを送信するので、届かなかった場合は連絡すること。

1 回目の質問受付期限：平成 31 年 4 月 8 日(月)正午締め切り

1 回目回答日：平成 31 年 4 月 18 日(木)

2 回目の質問受付期限：平成 31 年 4 月 23 日(火)正午締め切り

2 回目回答日：平成 31 年 4 月 26 日(金)

(2) 回答方法

送付された質問に対する回答は、1 回目、2 回目とも市川市の公式ホームページに掲載する。

(3) 問い合わせ(担当者)

担当者 市川市役所 財政部 市民税課 担当：出口・関根

所在地 〒272-8501 千葉県市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号

電話番号 047-334-1111(代) 内線 2506

メール shiminzei@city.ichikawa.lg.jp

以上